

新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け資金繰り支援（3次補正関連）

1. 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の継続

	政府系金融機関(2020年3月-)			民間金融機関（信用保証） (2020年5月-)
	日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	
要件	売上高前年比 ▲5%(小規模個人)、▲15%(小規模法人)、▲20%(中規模) ※低利融資の要件は一律▲5%。			売上高前年比 ▲5%(小規模個人)、▲15%(その他) ※セーフティネット保証4号（▲20%）・5号（▲5%）、危機関連保証（▲15%）が前提。
支援措置	当初3年間 低利融資(▲0.9%) + 利子補給 (⇒実質無利子)			当初3年間 無利子保証料ゼロ
上限額 (併用可)	2億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	2億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	4,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)	4,000万円(実質無利子) 2.8億円(保証枠)
期限	当面2021年前半まで継続			2021年3月まで継続

2. 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援

(1) 民間金融機関（信用保証）を通じた資金繰り支援

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に軽減する新たな信用保証制度を創設。
- ▶ また、中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画の実行を支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料を大幅に軽減する。

(2) 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援

前向きな設備投資や事業再生・事業承継等を支援する融資制度の拡充。

3. 事業再生の支援体制の強化・拡充

- 中小企業再生支援協議会の人員増強等（300人→400人）

（参考）既に実施しており、今後も実施予定の支援策

- 民間金融機関からの金融支援を促す日本公庫等による資本金劣後ローン
- 中小機構出資の官民ファンドによる出資・債権買取等を通じた事業再生支援
- 政府系・民間金融機関に対する配慮要請（財務省・金融庁等と連携）